

日本におけるベーシックインカム

—実現可能性はあるのか—

宮下凜

目次

はじめに

1. 日本の貧困問題の特徴
 - 1.1 貧困問題の現状
 - 1.2 社会的排除
 - 1.3 格差問題
 - 1.4 潜在的貧困
 - 1.4.1 見えない貧困
 - 1.4.2 貧困の連鎖
2. 既存の所得保障制度の概要と問題点
 - 2.1 生活保護制度
 - 2.2 公的年金制度
 - 2.3 児童手当・児童扶養手当
 - 2.4 障害年金・特別障害者手当
 - 2.5 求められる新しい福祉の形
3. ベーシックインカムとは何か
 - 3.1 定義
 - 3.2 ポジティブな側面
 - 3.2.1 弱者救済
 - 3.2.2 受給者への優しさ
 - 3.2.3 潜在的貧困へのアプローチ
 - 3.2.4 弱者以外への良い影響
4. 批判の紹介と検討
 - 4.1 人々は働かなくなるのか
 - 4.2 人々は浪費をするようになるのか
 - 4.3 現在の手当や年金、生活保護の受給者はどうなるのか
 - 4.4 予算的に不可能な政策なのか
5. 日本におけるベーシックインカム
 - 5.1 ベーシックインカムの評価
 - 5.2 導入にあたって

おわりに

参考・引用参考文献

はじめに

高校生の頃から貧困問題に関心があり、文化構想学部への入学を決意した。入学後は、福祉社会の臨界や障害学などを履修し学びを深める中で、貧困問題への問題意識がさらに高まり、また、既存の福祉への限界を感じるようになった。

日本のような先進国で問題とされる貧困は、正確には相対的貧困であり、発展途上国で問題となっている絶対的貧困とは性質が異なるものである。相対的貧困では、物質的・金銭的負担だけでなく、精神的な負担や市民間での格差も問題となる。

また、潜在的な貧困に対してもアプローチしていく必要がある。ファストファッションの展開や貧困への誤ったイメージにより、貧困が不可視化され、「見えない貧困」が問題となっている。また、貧困家庭に生まれた子どもの生活が将来的に困窮する確率は高く、貧困は連鎖していくことが知られている。そのため、これからの貧困政策には潜在化している貧困へのアプローチが求められるといえる。

加えて、自己責任論が根付いている日本では、福祉受給者が強い非難の目線に晒され、スティグマ化されている。生活困窮者を救うための施策がかえって彼らを苦しめていることがあるのである。そのため、貧困対策を考える上では、受給者の心的負担が少ない道を考える必要がある。

そこで、新しい福祉の形として、ベーシックインカムを研究のテーマとする。コロナ禍において、ベーシックインカムの議論は再び活発になされるようになった。新型コロナウイルスの流行によって様変わりした社会において、人間は仕事が奪われ、経済活動は停滞し、資本を持たない弱者はより厳しい立場へ追いやられることとなったのである。そんな中、スペイン政府は低所得者家庭へのBI的な制度導入を決定・実行した(井上 2021:63)。BIへの関心が高まっている現在だからこそ、新しい福祉としてどのように機能できるのか考えることに意義があるだろう。

本論文では、まず、1章において日本の貧困問題の特徴を、2章において既存の所得保障制度の概要・問題点についてまとめ、今後求められる福祉の形を明らかにする。次に、3章では、ベーシックインカムの概要を整理し、ポジティブな面をまとめた上で、4章においてBIへの批判にも注目し、その内容を検討する。そして最後に、5章では、まとめとして日本においてベーシックインカムが有用であるかについて、BIの評価と導入可能性についての考察を行う。

1. 日本の貧困問題の特徴

本章では、日本の貧困問題の特徴を明らかにし、続く2章で既存の福祉制度について論じるにあたっての土台を作ることを目的とする。

そのためにまず、第1節では、用語を整理しながら貧困問題の現状をデータの側面から明らかにする。第2節では、昨今注目されている概念である「社会的排除」について取り上

げ、生活困窮者はただお金やモノがないだけでなく、その物質的な困窮を原因にだんだんと社会から排除されていく危険性に脅かされていることを指摘する。第3節では、格差が社会に与える影響を述べた上で、日本における格差の現状について整理する。最後に第4節では、「見えない貧困」と「貧困の連鎖」の観点から貧困の潜在化に対する問題意識を提示する。

1. 1 貧困問題の現状

先進国で問題とされる貧困の多くは相対的貧困であると先ほど述べたが、そもそも相対的貧困とは、貧困線に満たない状況のことを指す。相対的貧困の概念は経済協力開発機構(OECD)やEUなどの国際機関のほか先進諸国の大多数の政府が用いている(阿部 2012:58)。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分のことである。

厚生労働省(2023:14)によると、日本の2021年の貧困線は127万円、相対的貧困率は15.4%であり、日本人の約6人に1人が貧困状態にあるといえる。他方、世界と比較してみると、日本の相対的貧困率はOECD加盟国の中で8番目に高い¹。また、世帯の生活意識に関しては、厚生労働省の調査時点の暮らしに対して「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した人々の割合は2022年では51.3%となっており、半数以上の人が生活に対して苦しさを覚えていることが判明した(厚生労働省 2023:16)。

細かく世帯ごとの状況をみていくと、子どものいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の相対的貧困率は10.6%であり、そのうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%、2人以上の世帯は8.6%であった(同上:14)。また、生活意識に関しても、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した児童のいる世帯は54.7%、母子世帯の割合は75.2%にも及んだ(同上:16)。つまり、日本では、子どもがいる世帯の方が生活に苦しさを覚えやすく、特にひとり親家庭・母子家庭はより貧困に苦しんでいるという特徴がある。

これらのことから日本では、貧困問題は約6人に1人が直面している社会的な課題であり、特に子どもやシングルマザーなどの女性といった弱者にとってより深刻な問題であることがわかる。

1. 2 社会的排除

前節では日本の貧困問題の現状をデータの側面から明らかにしたが、本節では「社会的排除」という観点から貧困問題を捉える。

阿部(2011b)によると、貧困が金銭的・物質的に困窮した状態を指すのに対して、社会的排除とは、資源不足をきっかけに社会保障や地域社会などの社会の仕組みから脱落し、人間関係が希薄になっていくことを問題視する概念である。具体的に説明すると、例えば金銭的に余裕がなく高校や大学への進学を諦めざるを得ない場合、日本だと正社員として雇用さ

¹ OECD, 「貧困率(Poverty rate)」, <https://www.oecd.org/tokyo/statistics/poverty-rate-japanese-version.html> (2023. 11. 18. 最終閲覧)

れることは難しくなり、その結果、企業による福祉や社会保障の網から漏れることとなる。また、お金がないと、職場や学校の友人と交流したり、親戚付き合いに参加したり、同じ趣味を持つ者と新しいコミュニティを作ったりすることが困難となり、人間関係が希薄になっていく。今あげた例はあくまでも一部ではあるが、金銭的に困難であると、セーフティーネットが脆弱になっていくことは想像に難くないだろう。

加えて、金銭的・物質的欠如を理由に社会から排除されると同時に、その排除を理由にさらに人々は困窮していくと考える。

湯浅(2007)は、①教育課程、②企業福祉、③家族福祉、④公的福祉、⑤自分自身から排除されると貧困に陥ると指摘した。教育課程から離脱すると、満足な就職ができず保障が不十分な非正規雇用などの形態で働くことになる。また、何らかの理由で家族を頼ることができない人はいざとなったときのセーフティーネットが欠如している状況にある。他方、ワーキングプアが増えている今、頼れる家族の存在がないケースもある。さらに、頼みの綱となり得る公的福祉からは、若さや家族の存在を理由に個別のニーズを無視する形で排除されることがある。最後には、こうした排除や社会に蔓延する自己責任論によって自分を「怠け者」として責める結果となってしまい、周囲との関係性が薄れ、貧困に陥りやすくなる。

このように社会的排除によるセーフティーネットの希薄さは貧困の結果でもあり、原因でもある。そのため、一度生活が困窮すると人々はなかなかその状況を打開できないのである。また、貧困問題は金銭的な課題だけではなく、希薄な人間関係や孤立感、自己肯定感の低下などの問題も引き起こしていることから、当事者の精神面的なケアも忘れてはならないと考えられる。

1. 3 格差問題

本節では、日本の格差問題について述べる。日本で広がっている格差にどのようなものがあるか具体的な例を挙げると、男女格差、世代格差、老若格差、官民格差、教育格差、学力格差、職業格差、企業規模間格差、産業間格差、地域間格差、健康格差、結婚格差と枚挙にいとまがないが(橋木 2012:9)、現代における格差問題は貧困に代表されるといっても決して過言ではなく(同上:5)、貧困問題について考える上で格差問題は避けては通れないといえるだろう。

日本における格差社会の論争は、小泉純一郎元首相の「格差はどこの社会でもあり、格差が出ることは悪いことではない。成功者をねたんだり、能力ある者の足を引っ張ったりする風潮を慎まないと社会は発展しない」という国会の発言によりヒートアップし、格差という観点が国民や政策論に浸透することとなった(同上:1-2)。

小泉元首相の言うように、格差は社会にとって必要なものであり、解決しなくても良い問題なのだろうか。本節では日本の格差の実態について述べる前に、まず格差社会がどのような悪影響を社会に及ぼすのかについてウィルキンソン+ピケット(2010)を参考にしながら明らかにする。

格差が大きい社会では、精神疾患や平均寿命、乳児死亡率、肥満などの健康問題、子どもの幸福問題・学力問題、男女差別問題、10代での妊娠率、殺人率などがより深刻なものになるという。そして、格差社会における悪影響はあらゆる所得階層にまで及び、同じ所得層

同士を比べた場合、格差の少ない社会の住民の方が格差社会の住民よりもうまくやっている(同上:219-220)。

つまり、格差が存在する社会では、社会的地位が低い者だけでなく、高い者も不利益を被る。そのため、格差問題は社会の構成員全員にとって喫緊の課題であるといえるだろう。

では、日本における格差の実態はどのようなものなのであろうか。社会・経済格差は、国民の全てが所得を均等に得ているという完全な平等状態を表す 0 から、たった 1 人がその社会の全ての所得を独占しているという完全な不平等状態を表す 1 までの数値である「ジニ係数」によって検討されることが多い(油布 2015:5)ので、本節ではジニ係数を使って日本の格差問題の実態について考えることとする。

厚生労働省政務統括官「令和 3 年 所得再分配調査報告書」によると、2021 年の日本のジニ係数は当初所得で 0.5700 であり、前回の 2017 年の調査時の 0.5594 から上昇しており、世帯ごとの所得格差が拡大していることがわかった。国際的には、OECD によると 2018 年の日本のジニ係数は 0.334 であり、38 カ国中 11 番目に高い数字となっている²。

これらのことから、日本では格差が広がっていき、前にあげた格差の大きい社会で起こりうる問題が差し迫っていると考えられる。

1. 4 潜在的貧困

本節では、「見えない貧困」と「貧困の連鎖」の観点から貧困が潜在的に日本社会に存在していることを明らかにする。

1. 4. 1 見えない貧困

先進国における貧困は社会的排除を伴っていることが多いため、貧困当事者が限りなく個人化し他者・社会から「見えにくく」なった結果、実態の把握が難しくなっており(油布 2015:8)、同様の傾向は日本にもみられると考える。貧困を理由に学校や職場、住居などからも追われてしまうと他者が彼らの存在を認識することが困難となり、貧困に関連する調査・統計からも漏れてしまう存在となるのだ。そのため、統計的に明らかになっているよりも貧困の実態は深刻であるといえる。

例えば、住所不定者の統計においても調査の網を潜り抜けている人々がいると考える。東京都の「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」(2018)によると、東京都の平日 1 日のオールナイト利用者概数³は約 15,300 人と推計され、うち常連と考えられる人⁴は

² OECD, 「所得不平等(Income inequality)」, <https://www.oecd.org/tokyo/statistics/income-inequality-japanese-version.htm> (2023. 12. 8. 最終閲覧)

³ 本調査におけるオールナイト利用者とは、月曜日から木曜日の平日 1 日において、深夜から朝まで最低 5 時間利用し、各店舗のオールナイト料金の対象となるような者であり、単に深夜に利用して数時間滞在してすぐに出て行く者はオールナイト利用者として認められない。

⁴ 常連者とは週の半分以上利用する者を指す。

約 5,100 人だという。東京都の人口は約 1,400 万人であるため⁵、約 0.04%の人が住居不定であるといえる。

しかし、この数字は実態を表しきれていないと考える。まず、住居喪失不安定就労者の中には複数のネットカフェを転々としたり、ファストフード店で寝泊まりしたり、ネットカフェを毎日利用するお金がないので始発の電車に乗って何往復もしている間に睡眠を取ったりする人もいる（湯浅ほか 2009:161-162）ため、今回は常連者としてカウントされていない者の中にも、日常的にネットカフェ等を利用している人が一定数含まれているだろう。また、この調査におけるオールナイト利用者の定義では、深夜から朝まで夜勤をして日中ネットカフェ等で時間を過ごす人を住居不定者としてカウントできていないという問題点もある。

さらに、男性より女性の貧困の方が見えづらい側面がある。なぜなら、貧困な状態にある女性は自身を守るために隠れざるを得ないため（室住 2012:32）、統計から漏れやすくなるからである。性暴力などの被害者になることを防ぐために、派遣村や路上での生活を男性よりも女性が回避することは想像に難くない。

このように、日本においては貧困の多様化によって生活困窮者の実態把握が難しくなっているという特徴がある。これにより、支援が必要な人全員に届きづらかったり、貧困問題が実態よりも軽視されたりというデメリットが生じていると考える。

1.4.2 貧困の連鎖

貧困家庭に生まれた子どもが将来的に貧困に陥る可能性は高く、貧困は世代間で連鎖していくことが知られている。つまり、現在の貧困家庭に次世代の貧困がすでに潜在的に存在しているのである。

欧米諸国では、子どもの成長を何十年も継続してフォローしたデータが豊富であるが、それによると子ども期の貧困体験と、成人してからの学歴や雇用状況、収入、犯罪との関係などの状況は密接に関係しており、特に0～6歳の貧困は子どもの将来に大きな影響を及ぼすという（阿部 2012:63）。日本国内においても同様の結果があり、国立社会保障・人口問題研究所の調査結果（2007）を阿部（2012）が分析したところによると、15歳時の暮らし向きが「大変苦しかった」「苦しかった」とする人は、現在においても他の人に比べて生活に苦しんでいる人が多いという。つまり、子どもの頃の貧困は当事者が大人になったときの生活状況に悪影響を及ぼすのである。

なぜ子ども期の貧困が将来的にも悪影響を及ぼすのかその要因として、家庭の経済的な制約により、塾や習い事に通ったり、高等教育への進学が困難になったりすることだけでなく、金銭的余裕がないことによる親のストレス・勉強や仕事への姿勢・近隣環境の状況・ロールモデルの欠如・医療へのアクセスなどが複雑に絡み合いながら子どもの成長に悪影響を及ぼすという（阿部 2012:64）。

貧困が連鎖するということは、現状の貧困を放置していると未来において生活が苦しく

⁵ 東京都, 2023, 「『東京都の人口（推計）』の概要（令和5年10月1日現在）」, <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2023/10/31/14.html> (2023.12.3.最終閲覧)

なる人がますます増えていくということである。そのため、貧困問題は緊急度の高い課題であるといえる。また、支援策を考える上では、貧困家庭にすでに潜在的に存在している次世代の貧困を防ぐという視点が重要になると考える。

ここまで本章では、日本の貧困問題の特徴についてみてきた。日本では、約6人に1人が貧困に苦しんでおり、特に子どもや女性などの弱者の状況は深刻である。また、格差問題も生じており、格差は社会全体に悪影響を及ぼすため、社会の下層で苦しむ当事者のためにも社会のためにもこれらの問題の迅速な解決が望まれるだろう。しかし、貧困問題を社会的排除の観点から捉え直すと、当事者の孤立や精神的な問題も浮き彫りになるため、解決方法について考える際にはこのことを考慮しなくてはならない。加えて、日本の貧困は不可視化していたり、連鎖していたりといった特徴があるため、より多くの人を現在から未来にかけて生活苦から救うための工夫が必要である。

これらのことを踏まえた上で、次章では、実際に日本における所得保障制度はどのように貧困にアプローチしているのか述べる。

2. 既存の所得保障制度の概要と問題点

本章では、既存の福祉制度として①生活保護制度、②公的年金制度、③児童手当・児童扶養手当、④障害年金・特別障害者手当の4点を取り上げ、それぞれの制度概要と問題点について述べる。そして最後には、既存制度のデメリットから今後求められる新しい福祉の条件について、1章の内容も踏まえた上で考える。

2. 1 生活保護制度

1950年に成立した生活保護制度は、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助、の8つの扶助で構成されており、生活保護による日常生活は生活費の扶助である生活扶助と、住宅扶助、子どもがいる場合は教育扶助によって支えられている(岩田 2007:51-53)。

生活保護は世帯単位で行われ、世帯全員が利用できる資産や能力などあらゆるものを最低限の生活維持のために活用することが前提とされており、具体的には、預貯金や土地・家屋などの売却、可能であれば労働、他の年金や手当の受給、親族からの援助が求められる⁶。支給額は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額に該当する⁷。

生活保護制度の問題点として、①受給者の自由が国家に制限される、②受給者が「二級市民化」される、③「貧困の罟」、④困窮している人全員を救うことができない、の4点を挙

⁶ 厚生労働省、「福祉・介護生活保護制度」,
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html (2023. 10. 22. 最終閲覧)

⁷ 同上

げる。

1つ目に関して、生活保護のように資力調査に基づく福祉制度では、受給者は国家に監視され、「好ましい行動」を求められ、彼らの自由が阻害されていると考える。例えば、生活保護を受ける前に親族からの援助が本当に得られないのか確認されるが、人によって親戚との付き合い方や関係性はさまざまであるのに、血のつながりを根拠に助けてもらうように行政から求められるのは、受給者の自由の侵害といえるのではないか。

また、先ほど「生活保護は世帯全員が利用できる資産や能力などあらゆるものを最低限の生活維持のために活用することが前提とされている」と述べたが、何を生活必需品とし、何を贅沢品とするかの判断は非常に曖昧で恣意的なものである。そのため、しばしば行政によって受給者の暮らしが脅かされることとなる。

朝日新聞デジタルの記事⁸を参考に、具体的な例を挙げる。三重県鈴鹿市に住む女性(当時⁹71歳)は身体障害者1級であり、2010年から生活保護を受けていた。しかし、鈴鹿市は女性が所有していた乗用車を資産とみなし、生活保護を受給するためには車を処分するように求めたのである。市は車の売却を前提に2社以上から処分の見積書をとるように指示し、2022年10月には女性が指導に従わず、弁明のための聴取会も欠席したなどとして生活保護を停止した。しかし、女性の所有する車は20年前に購入したトヨタのカローラであり、女性がディーラーを尋ねたところ、その車に市場価値はなく、むしろ処分にお金がかかるという。また、市は交通機関の利用を女性に求めたというが、女性の住む家は最寄りのバス停まで400mほど離れており、障害を抱える彼女にとって利用のハードルは高い。タクシーの利用に関しても、そもそもタクシーが近辺を走っていなかったり、金銭的に厳しかったりするため難しい。

このように、「車=贅沢品、≠生活必需品」という行政の価値観は必ずしも全受給者に適用されるものではない。住んでいる地域や健康状態によっては車が生活必需品である人もいる。現場における恣意的な判断で受給者の生活の選択肢が制限されていることは生活保護制度の大きな問題点であると考えられる。

2つ目の受給者の二級市民化については、申請時においては現場の職員が恣意的に受給の可否を決める力を持つことになり、困窮している人たちは彼らに「懇願」する立場に立たされてしまう(スタンディング 2018:80)。

こうした受給者の弱い立場が利用されている例としては、福祉事務所における「水際作戦」などが挙げられるだろう。水際作戦とは、生活保護希望者に対してケースワーカーが厳しい態度で対応し、そもそも申請させない手法である。かつてはこうした違法な追い返しが全国的に横行しており、その結果、2005年あたりから2008年頃にかけて全国各地で生活保護を断られた人の餓死事件が頻発し、社会問題になった(生活保護問題対策全国会議編著 2012:29)。

また、福祉対象者とそうでない人との間に線引きがなされることで、社会全体から福祉受

⁸ 後藤遼太, 2023, 「《朝日新聞デジタル》車はぜいたく品か 『私の足を奪わないで』生活保護の女性の嘆き」, <https://www.asahi.com/articles/ASRB47V0HR9YUTIL041.html> (2023. 12. 8. 最終閲覧)

⁹ 2023. 10. 5 時点。

給者は「蔑みの視線」を浴びせられることがある。自己責任論が根強く存在する日本社会では、「生活保護＝恥」というような認識があり、それが受給者への偏見・彼らの生きづらさにつながっている。実際に、生活保護制度を利用していない人へのインタビューでは、「生活保護を受けるくらいなら」という考え方があり、「生活保護は最後の手段で受けたら終わり」という意見が確認され、生活保護に対して人々がスティグマの感覚を抱いていることが明らかとなった(青木 2010:229-233)。

また、メディアによる「バッシング報道」も受給者の二級市民化に拍車をかけている。下地(2023)によると、芸能人の家族の「不正受給」報道により、実際には不正はなかったにも関わらず生活保護への偏見と差別が煽られた。特に、昨今はワーキングプアへの注目が集まっているため、「働いている人の賃金よりも生活保護基準が高いのはおかしい」という批判がワーキングプアからなされることもある(岩田 2007:49)。

3つ目の「貧困の罨」に関して、まず、貧困の罨とは、勤労収入の増加によって生活保護を受けられなくなったときに帰って可処分所得が減少することを示す言葉である(埋橋 2013:13)。埋橋(2013:17)は、生活保護制度と貧困の罨との関連について、以下のように述べた。

日本の生活保護制度は、現金給付だけをみれば、基本的に『貧困の罨』が存在せず、就労促進的な制度設計となっている。ただし、保護が打ち切られたのちの生活で生活費の大きな項目となる子育て費用や教育費を考慮した場合には、実質的な生活水準の低下がみられることも考えられる。また、保護受給中には、医療扶助や介護扶助などが、実質上、現物サービスで提供されているが、保護が打ち切られたのちにはそれらのサービスに対する自己負担分が家計を圧迫することも考えられる。

このことを踏まえると、生活保護受給によって生活を立て直し、収入が増やそうとしても、受給対象外になると生活が困窮する可能性があるため、人々がずっと生活保護を受給する状態に留まらざるを得ないという問題点が生活保護制度にはあると考えられる。

4つ目の困窮している人全員を救うことができない点に関しては、そもそも日本は捕捉率を調べておらず、生活保護基準以下で暮らしている人たちの中でどのくらいの割合の人が実際に生活保護を受けているかが明らかになっていない。これに対して湯浅(2007)は「厚生労働省は捕捉率を調査すれば、イギリスやドイツとくらべものにならない低い捕捉率が出て、日本の生活保護行政は十全に機能していない、と国内外からたたかれるハメになることを予測している。予測しているからこそ、調査しない、人々に知らせない。」と述べているが、この指摘は的を得たものであろう。このように捕捉率に関する国によるデータは存在しないが、日本弁護士連合会によると日本の捕捉率は15～20%であると言われており、他国と比べても非常に低い数字となっている。

低い捕捉率の背景には、前述した福祉事務所で行われている「水際作戦」も関係しているだろう。国民の間でも、日本は資力調査が厳しいから多くの人々がもらえないという意識や、生活保護をもらうのは恥だという意識があり、もらえる資格がありながら申請しない人が存在する(橘木・山森 2009:74)。

また、給付は世帯単位で行われるので、世帯としては生活保護を受ける状況にないが貧困

状態にある人、例えば、DV などの何らかの理由で外に働きに行くことを許されていない専業主婦などは受給することができない。色々と問題のある日本の生活保護制度だが、残念ながらそもそも貧困に苦しむ人全員を救っていないのが現状といえる。

以上の問題点を踏まえると、生活保護は貧困に苦しむ人々を救いきれていないという結論を出さざるを得ない。生活困窮者を支援する際には、受給者が蔑みの目線に苦しむことなく、彼らの人権や自由が守られることを前提とする必要があると考える。また、支援は生活困窮者が生活を立て直すきっかけとなるべきであり、そのためにも「貧困の罟」が存在しないような制度設計が求められる。さらに、生活に苦しむ人全員に支援の手が伸ばされるようであればならない。

2. 2 公的年金制度

日本の公的年金制度は、20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する国民年金(基礎年金)と、会社員・公務員が加入する厚生年金保険の 2 階建て構造になっている¹⁰。

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人が対象である第 1 号被保険者、会社員・公務員が対象の第 2 号被保険者、第 2 号被保険者に扶養されていて年収 130 万円未満の 20 歳以上 60 歳未満の配偶者が対象の第 3 号被保険者と、職業などによって 3 つの被保険者の種別があり、他方、厚生年金保険は、厚生年金保険に加入している会社・工場・商店・船舶・官公庁などの適用事業所に常時使用される 70 歳未満の人が国籍や性別、年金受給の有無に関わらず被保険者となる¹¹。

国民年金(老齢基礎年金)は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が 10 年以上ある場合に 65 歳から受け取ることができ、65 歳後に受給資格期間の 10 年を満たした場合は満たしたときから受け取ることができる¹²。

年金額は、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金を受け取ることができ、67 歳以下の場合、「 $¥795,000 \times \{ \text{保険料納付済月数} + (\text{全額免除月数} \times 4/8) + (4 \text{ 分の } 1 \text{ 納付月数} \times 5/8) + (\text{半額納付月数} \times 6/8) + (4 \text{ 分の } 3 \text{ 納付月数} \times 7/8) \}$ 」 $\div (40 \text{ 年}^{13} \times 12 \text{ 月})$ 」で計算される¹⁴。実際の年金額は、令和 5 年度の国民年金(満額)は¥66,250、厚生年金(夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額¹⁵)は¥224,482 となっている¹⁶。

¹⁰ 日本年金機構, 2023, 「公的年金制度の種類と加入する制度」, <https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20140710.html> (2023. 12. 9. 最終閲覧)

¹¹ 同上

¹² 日本年金機構, 2023, 「老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・年金額」, <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html> (2023. 12. 8. 最終閲覧)

¹³ 加入可能年数

¹⁴ 同上

¹⁵ 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9 万円)で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金(満額)の給付水準

¹⁶ 日本年金機構, 2023, 「令和 5 年 4 月分からの年金額等について」, <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2023/202304/0401.html> (2023. 12. 8. 最終閲覧)

ここまで制度概要について説明したが、本節では公的年金制度の問題点を3つ挙げる。

1つ目は、前提とされている日本の家族像が古く、共働きが主流となった現代の働き方にそぐわない点である。年金の標準的な給付水準を示す「モデル年金」は「サラリーマンの夫と専業主婦の妻」の世帯のみで示されており、若い世代からは「政府が男女の役割分担を前提にした世帯を推奨しているような誤解を与える」などの批判が出ている(浜田 2023)。2025年に予定される年金制度改正に向けて、さまざまなライフスタイルの世帯の年金額を算出するというが(同上)、これからも変わりゆくであろうライフスタイルに対して年金制度がリアルタイムで対応できるのかは疑問が残ると考える。

2つ目は、年金を受給しながら勤労所得を得ることを前提にした制度である点である。勤労所得と年金を組み合わせることを想定した所得保障政策のデメリットとして、山田(2012)は、①勤労所得の有無や多寡が高齢期の所得格差を生む、②配偶者と死別し勤労所得を失った高齢単身女性などの低所得層の貧困リスク発生の要因となっている、③勤労所得を前提としているために公的年金の給付水準が低く高齢者の貧困につながっている、という3点を挙げた。

実際に、日本・アメリカ・ドイツ・スウェーデンの60歳以上の人にアンケートをしたところ、「収入の伴う仕事をしたい」と回答した人の割合は40.2%と日本が最も高く、その理由について尋ねたところ、日本は「収入が欲しいから」と回答した人の割合が51.0%と最も高く、他国は「仕事そのものが面白いから、自分の活力になるから」と回答した割合が最も高かったという¹⁷。つまり、日本では公的年金と合わせて、勤労所得を得ないと生活が厳しい状況であると考えられる。

このような制度設計では、病気や怪我などで働けなくなったり、山田(2012)が指摘したように現役時代に配偶者のみが勤労所得を得ていたが先立たれてしまったりすると生活が厳しくなってしまうだろう。歳をとれば誰でも体を壊すリスクは増えるため、このような現状は決して他人事ではない。

3つ目は本制度の持続可能性が揺らいでいる点である。基礎年金の財政は保険料だけでは成り立っておらず、50%以上が国庫負担金である¹⁸。また、現役世代の負担で高齢者の給付を支えている賦課方式であるため、人口減少や少子高齢化などの人口動態に年金財政は大きな影響を受けてしまう(日本維新の会 2021:49)。さらに、未納率が高いことも問題である。厚生労働省(2022)によると、令和3年度の最終納付率は78.0%であった。これらのことを踏まえると、後世においても年金制度は今まで通り運用されるか、疑問点が残る制度であるといえる。

まとめると、サラリーマンの夫と専業主婦の妻を前提としている日本の年金制度では、高齢単身女性など、政策が想定している家族像から離れたライフスタイルを送る人に貧困リスクが集中してしまっている。また、勤労所得があることが想定されている制度であるため、何らかの理由で働けなくなると一気に生活が困窮するリスクが生まれてしまうと考えられる。

¹⁷ 内閣府、「令和3年版高齢者社会白書 第1章 高齢化の状況(第3節 1-2)」, https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_3_1_2.html, (2023.12.15.最終閲覧)

¹⁸ 厚生労働省,「[年金制度の仕組みと考え方]第2 公的年金制度の財政方式」, https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_02.html (2023.12.20.最終閲覧)

さらに、年金制度は持続可能性の問題を抱えている。高齢化が進む日本において、どんな状況の高齢者も生活が保障される政策が求められるだろう。

2. 3 児童手当・児童扶養手当

本節では、子どもに対する福祉として、児童手当と児童扶養手当を取り上げる。児童手当の概要について、こども家庭庁のHP¹⁹を参考にまとめると、まず支給対象者は中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童の養育者である。支給額は子どもの年齢によって異なっており、3歳未満であれば一律¥15,000/人、3歳以上小学校修了前は¥10,000/人(第3子以降は¥15,000/人)、中学生は一律¥10,000/人となっている。なお、養育者の所得が所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の場合は特例給付として月一律¥5,000が支給される。支給時期は原則として毎年6月・10月・2月であり、それぞれ前月分までの手当が支給されることになっている。

上でも所得制限について言及したが、児童手当の所得制限は扶養親族1人の場合660万円を起点とし、扶養親族²⁰が1人増えるごとに38万円引き上げられる(西沢2023:6)。特定給付の所得制限も同様の考え方を取りつつ、起点は896万円となっている(同上)。

このような所得制限には3つの問題点があると西沢(2023)は指摘している。第一に、共働き世帯に有利な仕組みとなっている点が問題である。所得制限は父親と母親のそれぞれの所得を合算するのではなく、高い方のみが対象となっている。そのため、同じ両親と子ども1人で形成される世帯でも、父親と母親の所得がそれぞれ660万円に満たない世帯であれば、世帯所得は約1,320万円であるが所得制限にかからない。他方、片働きの場合、世帯の所得が698万円に達すると所得制限にかかってしまうのである。

第二に、所得制限の前後で可処分所得の逆転が生じ、合理性に欠ける点である。現状、児童手当の所得制限・特例給付の所得制限を超えると給付額が一気に変化、または給付がなくなるという制度設計になっているため、閾値の前後において可処分所得の逆転が生じてしまっているのである。例えば、中学生の子ども1人の場合、児童手当の所得制限を超えた所得であると、給付が児童手当から特例給付に切り替わり、年間6万円の可処分所得の減少となる。

第三に、パート主婦・主夫の就労調整を招くとともに、就労の意思決定を難しくしている。配偶者の年収が103万円を超えると、児童手当・特例給付における扶養親族としてカウントされないため、その分低い所得制限が適用されてしまう。そのため、配偶者の所得が制限ギリギリである場合、パート主婦・主夫には終了調整のインセンティブが働くという。

なお、「こども未来戦略方針」(2023:13)によると、児童手当は2024年中に拡充される見込みであり、具体的には所得制限は撤廃され、給付期間は高校生年代まで延長、第3子以降の給付額は月3万円に倍増する予定である。しかし、所得制限が撤廃されることで児童手当の問題点が全て解決するかというところではなく、新たな問題点が指摘されている。

¹⁹ 子ども家庭庁、「児童手当制度のご案内」、

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai/> (2023.12.6.最終閲覧)

²⁰ 扶養親族には、子どものみならず年収103万円以下の配偶者もカウントされる(西沢2023:6)。

児童手当の拡充に伴い、政府・与党は高校生(16～18歳)の子どもがいる世帯の扶養控除を縮小する方針であり、すべての所得層で手取りはプラスになるとしているが、これに対して与党内でも「手当が増えた一方で収入が減るとするのは異次元の少子化対策とは矛盾するのではないか」という声も強い(竹内・島山 2023)。インターネット上でも批判の声は目立っており、ネット上の署名活動も見受けられる。

次に、児童扶養手当について説明する。制度概要についてこども家庭庁のHP²¹をもとにまとめると、児童扶養手当とは、離婚によるひとり親世帯、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のための手当である。支給対象者は18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父または養育者であり、支給要件として、父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童を監護等していることが挙げられる。手当額(月額)は、令和4年4月から全部支給の場合は¥43,070、一部支給の場合は¥43,060～¥10,160である。加算額は、児童2人目は全部支給の場合¥10,170、一部支給の場合は¥10,160～¥5,090、児童3人目以降は1人につき全部支給の場合¥6,100、一部支給の場合は¥6,090～¥3,050とされている。児童扶養手当にも所得制限は設けられており、前年の所得に基づいて算定される所得制限限度額(収入ベース)は、全部支給(2人世帯)は160万円、一部支給(2人世帯)は365万円となっている。支払い期月は1・3・5・7・9・11月である。

児童扶養手当の問題点としては、前述した所得制限が設けられていることによる課題に加えて、受給者のスティグマ化を挙げる。橋木・山森(2009:128)によると、児童扶養手当の受給者は、最初の申請の際に屈辱的な言葉を投げられたり、毎年出さなければならない現況届のために民生委員から証明書をもらわなければならない場合同じ地域住民である委員にプライベートなことを知られたりといった困難に直面している。また、離婚して手当の申請に行っても、別れた夫が同じ町内に住んでいると「もらえない」と言われたり、手当をもらっている中で新たな子どもを産むと「これまで男がいたということだから過去に払った分を返却しろ」と言われたりすることもあるという(同上:128-129)。文京区のHPには異性から定期的な訪問かつ生活費の補助を受けたり、行方不明の父または母から子どもの安否を気遣う電話や手紙の連絡があったりした場合には受給資格がなくなると記載されている²²。このように受給にあたって行政が当事者のプライベートな事情に踏み込む必要が生じており、それにより受給者が辱めを受けるような制度は問題であると考えられる。

このように、現状の児童手当は所得制限による複雑さ・不平等さが問題となっており、拡充される見込みの新しい児童手当も所得制限が撤廃される予定であるが、同時に進められている扶養控除の縮小に対する反対意見が多いというのが現状である。また、シングルマザー・シングルファーザーなどの子どもを対象者とした児童扶養手当は、児童手当の問題点である、所得制限による不公平感に加えて、選別的な福祉であるがゆえに受給の際に辱めを受

²¹ こども家庭庁、「児童扶養手当について」、<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/fuyou-teate/> (2023.12.17.最終閲覧)

²² 文京区,2023,「児童扶養手当」,
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/keizaishien/fuyouteate.html>
(2023.12.17.最終閲覧)

けることが問題点として挙げられる。親の状況に関わらない、子ども一人一人への福祉制度が求められているのではないか。

2. 4 障害年金・特別障害者手当

本節では、障害者への福祉制度として「障害年金」と「特別障害者手当」を扱う。この2つを取り扱う理由としては、障害者一人暮らし支援会によると、勤労所得のない障害者の場合、この2つと生活保護制度を組み合わせると生活費として使うことができるためである²³。

まず、障害年金について、日本年金機構のHP²⁴を参考にまとめると、障害年金とは、病気や怪我によって生活や仕事などが制限される場合に、現役世代も含めて受け取れる年金のことである。障害年金は「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があり、病気や怪我で初めて医師の診察を受けたときに国民年金に加入していた場合は前者、厚生年金に加入していた場合は後者が請求できる。障害基礎年金は、国民年金に加入している間、または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満に初診日のある病気や怪我で、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるときに支給される。なお、受給のためには初診日の前日において、保険料納付要件を満たしている必要がある。他方、障害厚生年金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気や怪我で障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給される。2級に該当しない軽い障害の状態である際は、3級の障害厚生年金が支給される。初診日から5年以内に病気や怪我が治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金(一時金)が支給される。障害厚生年金も障害手当金も、受給する際には初診日の前日において保険料納付要件を満たしている必要がある。

障害基礎年金の請求時期と支給額に関して、日本年金機構のページ²⁵をもとに述べる。まず、請求方法に関しては、障害認定日による請求と事後重症による請求の2種類があり、前者は障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは障害認定日の翌月分から(障害認定日以後に20歳に達したときはその日の翌月分から)年金を受給できる。他方、後者は障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後症状が悪化し、法令の定める障害の状態になった際、請求日の翌月から年金を受給できる。年金額は、障害の程度が1級の67歳以下の人は¥993,750+子の加算額、2級の67歳以下の人は¥795,000+子の加算額である。子の加算額に関しては、受給資格者に生計を維持されている子²⁶がいるときに加算され、2人までは1人につき¥228,700、3人目以降は1人につき¥76,200支給される。

²³ 障害者一人暮らし支援会, 「障害者の一人暮らし 生活費」, <https://hitorigurashi.jp/syougaisyanohitorigurashi/> (2023. 12. 15. 最終閲覧)

²⁴ 日本年金機構, 2023, 「障害年金」, <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html> (2023. 12. 15. 最終閲覧)

²⁵ 日本年金機構, 2023, 「障害基礎年金の受給要件・請求時期・年金額」, <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150514.html> (2023. 12. 15. 最終閲覧)

²⁶ なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級にある子である。

他方、障害厚生年金の請求時期と支給額に関して、障害基礎年金と同様に日本年金機構のページ²⁷をもとに説明する。請求方法に関しては、障害基礎年金と同様であるため割愛する。年金額に関しては、令和5年4月分から障害の程度が1級の人が「報酬比例の年金額²⁸×1.25+配偶者の年金額(¥228,700)」、2級の人が「報酬比例の年金額+配偶者の年金額(¥228,700)」、3級の人が「報酬比例の年金額」である。

障害年金の問題点としては、申請準備をしてから支給されるまでに時間がかかることが挙げられる。NPO法人障害年金支援ネットワークによると、診断書を受け取ったり、書類をまとめたりといった請求準備に2~3ヶ月、請求書類を提出してから結果が出るまでには順調に進んでも約3~4ヶ月、支給が決まってから障害年金が振り込まれるまでに約2ヶ月かかるという²⁹。前述したように、受給分としては障害認定日による請求であれば障害認定日の翌月分から、事後重症による請求であれば請求日の翌月から受給できるが、申請から実際に振り込まれるまでに約半年のラグがあると、症状を発生してから年金を受け取るまでの生活が困難となるだろう。その間に健康状態が悪化するだけでなく、1章で述べたような社会的排除が進むリスクも考えられるため、支給までのラグは金銭的問題だけではない課題を有している。

次に、特別障害者手当の基本的な内容について厚生労働省HP³⁰を参考にまとめると、この手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されるものである。支給月額が2023年4月より¥27,980とされており、原則として毎年2月・5月・8月・11月にそれまでの前月分までの額が支給されることになっている。なお、受給資格者本人、または受給資格者の配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額を超える場合は手当は支給されない。具体的な所得制限額としては、扶養親族等が0人の場合、受給資格者本人は¥3,604,000、受給資格者の配偶者及び扶養義務者は¥6,287,000である。

特別障害者手当の問題点として、前述した児童手当制度と同様に、所得制限額前後で可処分所得に大きな差異が生まれてしまうことを挙げる。例えば、扶養親族等0人の受給資格者

²⁷ 日本年金機構, 2023, 「障害厚生年金の受給要件・請求時期・年金額」, <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html> (2023.12.16.最終閲覧)

²⁸ 報酬比例部分とは、「(平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの加入期間の月数)+(平均標準報酬額×5.481/1000×平成15年4月以降の加入期間の月数)」で求められる。なお、平均標準報酬月額とは、計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を平成15年3月以前の加入期間で割って得た額である。他方、平均標準報酬額とは、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額である(日本年金機構, 2023, 「は行 報酬比例部分」, <https://www.nenkin.go.jp/service/yougo/hagyo/hoshuhirei.html> (2023.12.16.最終閲覧))。

²⁹ NPO法人障害年金支援ネットワーク, 「障害年金とは」, <https://www.syougainenkin-shien.com/whatisyogainenkin> (2023.12.16.最終閲覧)

³⁰ 厚生労働省, 「特別障害者手当について」, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html> (2023.12.6.最終閲覧)

本人の所得が 360 万円の場合、 $¥27,980 \times 12$ ヶ月で年に $¥335,760$ の特別障害者手当を受給できるが、本人の所得が $¥3,604,000$ である場合、所得制限にひっかかるため手当はもらえない。このように所得がたった $¥4,000$ 違うだけで可処分所得が約 33 万円異なるのは合理的な制度とはいえ、これを理由に受給資格者が勤労意欲を削がれることも考えられる。

まとめると、障害年金は、恒常的に生活を支えられるシステムがないと障害発生時の当事者の貧困リスクに対応できない。また、特別障害者手当は所得制限が設けられており、制限額付近の可処分所得の逆転現象が障害者の自立した生活の妨げになっている側面がある。

2. 5 求められる新しい福祉の形

本節では、2 章だけでなく 1 章も踏まえた上で求められる新しい福祉の形について述べる。1 章では、日本の貧困問題の特徴について述べ、日本では貧困と格差が進行しており、また、潜在的にも貧困が社会に存在していることがわかった。さらに、金銭的・物質的な欠如だけではなく、それに付随して生じる、人間関係や社会システムから排除も問題であることが明らかとなった。

このような現状に対して、2 章で取り上げた生活保護制度、公的年金制度、児童手当・児童扶養手当、障害年金・特別障害者手当といった既存の福祉制度は、受給者のスティグマ化や所得制限による不公平さ、多様なライフスタイルへの対応が困難などといった問題点を有している。さらに、これらの制度の効果が小さくなってきている点も新たな課題として指摘したい。厚生労働省の「令和 3 年 所得再分配調査報告書」によると、再分配によるジニ係数の改善度は 2021 年には 33.1%となっており、2014 年の 34.1%、2017 年の 33.5%より下回る結果となっている。この結果からは、既存の再分配システムは限界を迎えてきていると考えられる。

これらのことを踏まえると、日本には社会的排除や潜在的貧困にも対応でき、かつ受給者をスティグマ化したり、所得制限によって不公平感が生まれたりしないユニバーサルな新しい福祉が必要であると考えられる。もしこのような福祉が導入されれば、先に挙げた問題点の解決につながるだろう。このような考えをもとに、3 章以降では、求められる新しい福祉としてベーシックインカムは日本において有用であるのか考察する。

3. ベーシックインカムとは何か

3. 1 定義

ベーシックインカムとは、経済面での基礎的な保障を提供することを目的とした（スタンディング 2018:12）、①全ての構成員に、②無条件で、③一定金額の現金を、④定期的に、⑤個人単位で、支給する社会保障制度である。

それぞれの要素について、その内容と意義を詳しくみていくと、まず 1 つ目の「全ての構成員に」という点に関しては、お金持ちにもお金を配るべきではないという意見もあるかもしれないが、受給資格の有無を調べると行政コストがかかりすぎるし、2 章で述べたように

支援を必要とする人全員を救うことは難しい。また、全ての人に支給をせず所得制限を設けると、必ずそこに貧困の罅が生じるというデメリットもある(橘木・山森 2009:229)。さらに、全員に同じ額が給付されるため、低所得の人ほど生活に与えるインパクトが大きくなるのである。

2つ目の「無条件」であるということは、受給者の年齢・性別・婚姻状態・就労状況・収入・就労歴に関係なく給付するべきであり、また、給付されるお金の使用用途も限定しないということである。一部のBI推進派は刑務所の受刑者への給付を停止するべきだと主張しているが、出所まで積み立てておけば、出所後の彼らの社会復帰を後押しする効果があるだろう(スタンディング 2018:16)。

3つ目の「一定金額の現金」という点に関して、まず、金額が一定であると予測可能性の高い給付となり、受給者にとっての経済基盤となり得る。金額が一定でないと、生活が給付額によって左右されてしまい、BI制度の目的を果たせないことになる。また、現金給付ではなく、現物給付や利用券、プリペイドカードなどによる給付であると、あらかじめ用途が限定されることとなり、パターンリズムの性格を帯びてしまう(スタンディング 2018:15)ため、好ましくない。

4つ目の「定期的」であることは、予測可能性の高い給付となるため、特に生活困窮者にとっては生活の基盤を立て直しやすくなるという意義がある。予測可能性が高くないと、基礎的な生活保障としての機能は損なわれるだろう。

5つ目の「個人単位」に関しては、現在の日本の福祉制度のように世帯単位の給付であると搾取が起きたり、給付された金銭の権利主体が曖昧になったりするため、BIのようなユニバーサルな福祉は個人給付がふさわしいだろう。

BIは歴史的には200年近い考え方の歴史があり、18世紀後半にはトマス・ペインが、市場経済の浸透によって生産手段を持たない人が生じた中で、特定の人が土地を所有することを認めつつ、その補償として生活や生産に必要な一定額を全ての人に配るというベーシックインカムを考えた(橘木・山森 2009:221-222)。そして、第一次世界大戦後には一部の経済学者や思想家、キリスト教関係者など、さまざまな文脈で、または失業への対策としてBIの考え方が出てきた(同上:222)。1930年代になるとジェイムズ・ミード、アバ・ラーナーなどの経済学者が当時社会配当と呼ばれていたBIに注目し、1960年代にはアメリカやイギリス、イタリア、ドイツなどの福祉受給者の間で、1960年代末~1970年代にかけてはシングルマザーを中心とする女性たちの間でBIを求める動きが出始め、そして1980年代以降は既存の社会保障制度のオルタナティブとして繰り返しBIが語られてきている(同上:222-223)。

最近では、新型コロナウイルスが流行した際に各国が検討し、2020年3月にはイギリスのジョンソン元首相がBIを検討すると述べ、同年4月にはローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇がイースターの場でBIの導入を世界に向けて提言した(井上:2021:62)。また、日本のように一時的な給付金を国民に支給した国もいくつかあり、コロナ禍をきっかけにBIへの議論はさらに深まっているといえるだろう。

BIが主要国で本格的に導入されたことはないが、欧米では試験的な導入が実施されており、例えば、オランダやカナダ、インド、ケニア、ウガンダ、アメリカ、フィンランドにおいてBIの実験が行われてきた(井上 2021:70)。

3. 2 ポジティブな側面

本節では、ベーシックインカムの利点を①弱者救済、②受給者への優しさ、③潜在的貧困へのアプローチ、④弱者以外への良い影響、の4点から整理して明らかにする。

3. 2. 1 弱者救済

BI だけで社会正義が実現することはないが、差別撤廃のための措置や、弱者の発言力を強める方策と組み合わせれば効果は大きい（スタンディング 2018:53）。具体的にどのような立場にある人が助けられるのか順にみていこう。

第一に、個人単位で給付されるため、家庭内において弱い立場にある人が誰かに依存する度合いを減らすことができる。また、世帯単位で給付される福祉と比較すると、世帯主が給付されたお金を独占する可能性も低くなる。加えて、2章で述べたように生活保護のような資力調査型の福祉給付の場合、経済的に困窮している女性がいても、世帯所得が基準より高い場合は給付が受けられないが、BI は個人個人に給付されるため、より多くの生活困窮者を救うことができる。

第二に、個人単位での給付であるためどんな家族の形態をとっていてもスティグマ化されることはない。個人単位のBI は家族の形態に対してニュートラルでいられるのである（橘木・山森 2009:252）。そのため、現状の児童扶養手当のように、個人の恋愛事情などを国家に監視されるといったことは起こらない。

第三に、勤労所得を得ない労働に従事している人に金銭的な基盤を与えることができる。特に家事労働者は家族のために日々時間を費やして家事や育児に勤しんでいるが、勤労による金銭は発生しないため、金銭的に弱い立場に置かれている。また、高齢化が進む中で介護に勤しむ人も増えてきているが、彼らにとってBI は金銭的な基盤となり得るのである。

第四に、AI によって雇用を奪われる人々を救済できる。そう遠くない未来において、IT革命とオートメーション、ロボティクスの影響によって雇用の多くが奪われ、大規模な「テクノロジー失業」が発生するという見方が広がっている（スタンディング 2018:125）。必ずしも予想されている通りの大量失業が起こるとは限らないが、AI による雇用への脅威が確かに存在する社会において、BI はそういった人々の不安を軽減する効果を持つだろう。

3. 2. 2 受給者への優しさ

BI は、現状の福祉制度が抱えている、受給者のスティグマ化や、貧困の罨といった課題を改善することができる。

まず、BI は全員に給付されるため、受給にあたってスティグマ化されたり、国家から自由を侵害されたり、また、これらを恐れて支援を回避することがなくなる。資力調査に基づいて一部の人のみに給付される福祉制度の場合、プライドや恐怖心、恥、支援への知識不足を理由に本当に支援を必要とする人が申請しないケースが多いが、BI は受給者の尊厳を損なうことなく貧困を緩和できるのである（スタンディング 2018:93）。申請の際に、無理に家族と連絡を取られたり、生活必需品を国家に勝手に定められたり、辱めを受けたりすることもなくなる。また、全員が受給者となることで、他の福祉制度の対象者への目線も緩和する

のではない。ヴェルナー(2007)は、BIによって誰もが最低限度の生活を保証され、社会的・文化的な生活に参画できることで、失業そのものが問題視されることがなくなり、誰一人「役立たず」という烙印を押されなくなると述べている(同上:57)。

加えて、BIは受給者が生活基盤を整えることを阻害しづらい。BIは「貧困の罟」を克服し、「不安定の罟」を緩和できるのである(スタンディング 2018:95)。生活保護制度にも貧困の罟が隠れていることを2章では指摘したが、BIは所得によって給付状況が変わることではないため、生活困窮者が給付額のことを気にして就労を調整する必要はなくなる。また、所得制限を設けている制度の場合、2章で見てきたように制限額付近において可処分所得の逆転現象が起きるがBIで同様の状況は生まれない。

3. 2. 3 潜在的貧困へのアプローチ

既存の福祉制度は現在弱者であったり、支出が人よりも多かったりする子持ちなどに給付されるのに対して、BIは全ての人に現金が給付されるため、潜在的貧困にアプローチすることができる制度であるといえる。

生活保護は現在進行形で生活が困窮している人に、各手当は高齢者や障害者といった弱者や、何かと支出が増える子持ちに給付されるが、BIは全ての人を受給資格者となる。そのため、会社の景気が良くなかったり、ライフステージの変化に伴って支出が増えそうだったりする人など、「生活困窮者予備軍」といえるような人が貧困に陥ることを防げると考える。

また、1章では貧困が連鎖することを指摘したが、BIがあれば生活保護費で暮らしを保ちつつ、BIを使って子どもにより質の高い教育を受けるなどの連鎖を食い止めるお金の使い方をすることも可能となる。

さらに、「見えない貧困」に関しても、1章で取り上げたような住所不定者や女性など統計から漏れてしまう人に既存の選別主義的な福祉制度はアプローチしづらいのに対し、全ての人に給付されるBIは漏れなく困っている人に支援の手を広げることができる。

3. 2. 4 弱者以外への良い影響

BIは先に述べたような女性や子どもなどの弱者、雇用を奪われる立場にある人、生活困窮者だけにメリットがあるのではない。BIは原理的な選択を可能にし、個人が意義深いとみなすことに専念するための自由が常に各人に与えられる(ヴェルナー2007:172)。

例えば、定期的なお金を手に入れられることで、やりたくない仕事につかない自由を人々は手に入れることができる。生活の糧を得るために本来自分の能力や技能に相応しくない仕事を果たさなければならない職場探しから解放され、各人が持っている個人的な潜在能力を発揮しうる職場を探すことが可能となる(同上:25)。また、橘木・山森(2009:293)は、男性には仕事を辞める選択肢がないという男女不平等があるが、BIが導入されれば男性にも仕事を降りる選択肢が生じると指摘している。

加えて、現在コスト面で経営が困難になっている、老人・病人介護、教養文化面での仕事などのサービス分野に従事する人が増える可能性がある(ヴェルナー2007:25)。これらの仕事に加えて、日本だと保育士の仕事も人手不足が解消し、社会問題となっている待機児童が解決の兆しを見せるだろう。

さらに、起業などのハイリスクな行動にでたり、ボランティアなどの無給活動や趣味に時間を費やしたり、子どもを持ったりと、人生の選択肢に幅を持たせることができる。

4. 批判の紹介と検討

本章では、ベーシックインカムを批判を紹介した上で、先行研究をもとにその内容について検討する。具体的には、①BI が導入されると人は働かなくなるのか、②浪費をするようになるのか、③現状の福祉制度の対象者はどうなるのか、④予算的に不可能なのではないか、という内容について述べる。なお、予算・既存の福祉制度との棲み分け、両方を考慮した先行研究は5章において扱う。

4. 1 人々は働かなくなるのか

BI を導入すると、BI があるから働かなくてもよいと判断する人が増え、労働力が大きく低下して経済は破綻、GDP も大きく下がり税収が減少することで BI の財源もなくなるのではないかという懸念がある(橋木・山森 2009:240)。

しかし、今までに行われた社会実験では、BI が支給されても労働意欲に変化はないという結果が出ている。フィンランドにおいて、社会保険庁(KELA)の要請に応える形で政府が行った実験では、2017年1月から2018年末にかけて月560ユーロ給付された抽選で選ばれた失業者2,000人と、失業給付受給者を比較したところ、労働意欲に差異がないことが判明した(井上 2021:70)。

また、収入のためだけに人は働いているわけではないため、BI が導入されても労働者が消えることはないだろう。新たな収入を得る必要はなくてもネットワーク構築のために働いている人はおり、また、仕事は達成感や楽しみなどの精神的な価値を有している(ヴェルナー2007:42, 64)。さらに、ヴェルナー(2007)は、それでも誰もやりたがらない仕事が残るのではないかという批判に関しては、高額な給与か、人手に代わる機械の発明によって解決できるとしている(同上)。

実際に、日本で行われたアンケートでは、「ベーシックインカムなどにより最低限の所得が保障された場合、働き続けますか?」という質問に対して、全体の89%が「さらに収入を得るため」「自分の能力・人間性を高めるため」「仕事を通じて社会に貢献するため」といったことを理由に「働き続ける」と回答したという³¹。

これらの結果から、BI によって人々が途端に働き出さなくなり、社会が破綻するという批判に対して反論できると考える。

4. 2 人々は浪費をするようになるのか

³¹ ミドルの転職, 「第160回アンケート集計結果『働く理由』について」, <https://mid-tenshoku.com/enquete/report-160/> (2023.12.22.最終閲覧)

浪費批判に対して、①そもそも浪費とは何か、②本当に BI を手に入れた人は浪費をするのか、という 2 点から反論を試みたい。

第一に、そもそも浪費とは何かという点に関してだが、どこからが浪費で、どこからが浪費ではないのか、浪費の線引きを引くことは難しい。その人の価値観や時代、景気などによっても左右されるからである。2 章において紹介した、生活の足である車を行政から贅沢品とされ生活保護を停止された女性の例は、その線引きの難しさと無理に線引きをすることで受給者の自由が侵害される可能性を示している。また、生活困窮者は BI を手に入れてもギャンブルや酒、タバコにつき込んでしまい、生活を立て直すことはできないだろうという批判の背景にある「貧乏人は浪費をするべきではない」という発想は極めてパターナリズム的かつ差別的である。浪費とは何なのか、浪費はいけないことなのかという議論が抜け落ちたままなされる浪費批判は短絡的である。

第二に、BI を手に入れた人は本当に浪費をするようになるのかという点に関してだが、ベーシックキャピタルやイギリスのベビー・ボンド³²のように 1 回だけ大きな金額を給付するのではなく、少額を定期的に給付する BI であれば、受給者はより低リスクな行動をとり、また、だんだんとお金の賢い使い方を学んでいくことができるという（スタンディング 2018:19）。これらは実際のデータでも示されており、インドとナミビアで実施された試験プロジェクトでは、受給者は非受給者に比べて好ましくないとされる用途に使うお金が少なかったという（同上:143）。

4. 3 現在の手当や年金、生活保護の受給者はどうなるのか

BI は社会保障制度との関連で分類すると、①既存の社会保障制度を全廃する代替型（ネオリベ型）、②社会保障制度のある部分は残して、それ以外は廃止する中間型（取捨選択型）、③既存の社会保障制度を全て残す追加型（反ネオリベ型）の 3 つのタイプに分けられ、小澤修二・山森亮・原田泰・井上智洋といった日本の学者はおよそ中間型か追加型を主張しており（井上 2021:64）、本稿では②の取捨選択型 BI を想定している。そのため、BI が導入されたとしても、現在の手当や年金、生活保護者への給付は部分的に残される。

スタンディング(2018)も「ベーシックインカムは、本人の『自由な選択』の結果ではない不運や不利益を是正するための制度に取って代わられるものではない。障がいのある人の生活コストが多くかかったり、多くの支援を必要としたりすることを理由に責められるべきではない。支援を必要とする人たちのための現金給付や行政サービスはつねに維持すべきだ。」と述べている（同上:68）。

では、実際に現在の福祉制度の対象者について 2 章で取り上げた制度をもとに考えてみると、まず、生活保護の受給者となり得る生活困窮者や、障害者、高齢者への福祉は既存のまま残るだろう。ただ、BI の導入によって一人一人に一定程度の現金が支給されるため、受給資格や受給額などは変更される可能性がある。他方、子どもへの福祉は、BI で代替されると考える。

ただし、BI を既存の福祉制度の代替とすることに対して懸念点もあるという。池田・砂

³² イギリスのブレア政権で導入されキャメロン連立政権のもと廃止された。

脇(2009)はBIが導入された場合は、社会保障制度体系上は社会手当制度として位置づけられると同時に児童手当などの社会手当諸制度は廃止となり、現在の劣悪な給付水準からみると望ましいことである一方、この劣悪さがBIの給付水準を規定する恐れもあると指摘している(同上:249)。さらに、既存の福祉制度の欠陥や不備を残したままでのBI導入は、かえって諸制度の問題を隠蔽し、放置することに貢献させられるという危険性もあるとも指摘している(同上)。

BIは既存の福祉制度と共存するため、現状の福祉対象者がより困難な状況になることはないが、BIを導入して今ある制度の課題を解決とするのではなく、問題点への議論と解決に向けた動きを同時に進めなければ、BIにも同様の問題が生じてしまうことを留意する必要があるだろう。

4. 4 予算的に不可能な政策なのか

理想論としてのBIは理解できても、現実的には財源などのさまざまなハードルがある無理な政策なのではないかという批判がある。たしかに、現状の制度のままプラスしてBIを導入しようとするのには無理がある。では、どのような改革がなされればBIは導入できるのか。本節では、先行研究をいくつか引用し、予算案について複数のパターンを検討する。

ヴェルナー(2007)はBI導入には抜本的な税制改革が伴う必要があるとし、国内消費に相当する可処分所得に課税をするような税制の構造改革を主張した。改革には3段階あるとし、まずは所得税を軽減、次に消費税を加重、そして徐々にBIを導入していくべきであると述べたのである(同上:43)。

所得税の引き下げる理由としては、個人の能力を発揮すればするほど共同体としての収益は高くなるため、個人が個人の成果によって貢献すればするほどますます多くの税金を累進的に支払わなければならないという原則に基づく税制は、共同体のために寄与する意欲にブレーキがかかるからである(同上:38)。

税は社会的な貢献にではなく、社会的な価値創造を消費することに対して累進的に課税されるべきであり、誰かが他者よりも多く財やサービスを利用するのであれば彼はより多くの税を支払う必要がある(同上:39)。製品価格には全ての税が上乗せされているため(同上:45)、あらゆる税を廃止し消費税を強力に増税することで商品価格に含まれる税の割合をはっきりと明示できるという(同上:57-59)。消費税増税は低所得者層ほど大きな打撃を受けるが、最低限度の生活を保証するBIによってそこは解決するとし、支給額は共同体が責任を持って決定すべきだという(同上:40)。

具体的な導入のプロセスとしては、まずBIの導入には15~20年の長い期間が必要であり、最初は少額の給付から始め、徐々に年齢に応じて段階をつけていき、最終的には全員が最低限度の生活費を給付できるようにするという(同上:62)。財源としては、今まで述べた消費税増税に加えて、既存の社会給付や膨れ上がった官僚機構の廃止または縮小によって生じるお金もカウントできるとしている(同上:62-63)。

他方、井上(2021)は「二階建てベーシックインカム」という制度を提唱し、1階部分の「固

定 BI」は税金を財源とし³³、2 階部分の「変動 BI」は「貨幣発行益」を財源とするべきだと主張した(同上:110-112)³⁴。貨幣発行益はあくまでもイメージであり、今の制度下でなされている政府支出に見合っただけの増税が国債発行のうち、国債を中央銀行が引き受けるケースを便宜的に「財源が貨幣発行益である」と述べている(同上:112)。

二階建て BI に至るには、①国債を財源とした固定 BI の導入(月 3 万円からスタートし、月 7 万円を目標とする)、②固定 BI の財源を税金に切り替え・変動 BI 導入、③二階建て BI 完成・社会保障制度を改革し追加型 BI から中間型 BI への転換を模索、の 3 つのフェーズがある(同上:115-117)。固定 BI の財源(税金)としては、所得税は税逃れが容易にできるいい加減な税制であるため妥当ではないとし、政府が資産を正確に把握する制度を整えた上で資産税を増税するべきだという(同上:118)。2020 年 9 月末の個人の金融資産は約 1,900 兆円、企業の金融資産は約 1,200 兆円あるため、この合計 3,100 兆円の金融資産に 3%の税を課し、さらに炭素税を含む環境税等を導入すれば 100 兆円の財源確保が可能になるとしている(同上)。ただ、いずれにしても固定 BI を税でまかなうのは未来の話であるため、とにかく国債を発行することが先決であるという(同上)。

池田・砂脇(2009)は、BI に限った話ではないので少し本筋からずれるが、日本の社会保障費に関して、社会保障水準の上昇と消費税増税がセットで提示されることに疑問を呈した。日本の税制は大企業と高額所得者を優遇し、その埋め合わせを消費税増税で賄いつつ、さらにそれを大企業の利潤確保とアメリカの利益のために浪費し続けている実態があるという(同上:252)。

2009 年に出版された本なので古い数字とはなるが、彼らが示した数字を紹介すると、まず、消費税が導入された 1989 年から 2007 年までの消費税収入は累計 188 兆円であるのに対し、法人税の減収分累計は 159 兆円である(同上:251)。また、所得税における最高税率の引き下げも行われ、1986 年までは 70%であったが、1999 年以降は 37%となり、年収 2,000 万円以上の高額所得者は消費税増税から 2004 年までに累計 22 兆 3,000 億円以上も減税の恩恵を受けており、社会保障費用を賄うためにどうしても必要だったはずの消費税のほとんどが、法人税と高額所得者に対する所得税の減税穴埋め費用に使用されたことになるという(同上)。防衛費に関しても消費税導入後の 20 年間に増加した累計は 21 兆円にも達する(同上:252)。

三者三様の考えをみてきたが、いずれも共通していえることは理論としては納得できるが革新的な改革を有しているため、現時点での実現は不可能ではないがハードルが高いということである。ヴェルナー(2007)の消費税を財源とする案に関しては、所得税を軽減し消費税を増税すべきロジックは独創的で一定の理解はできるが、国民感情的には反発の声が大きいと予想される。井上(2021)の案はヴェルナーのものよりも実現可能性が高いと考えるが、政府の借金の増大を危惧する人は多く³⁵、こちらにも実現には一定のハードルがある。

³³ 増税は現実的ではないため最初は国債でまかなうべきだが、いずれは税金に置き換わっていくことが望ましい(井上 2021:105, 111)。

³⁴ それぞれの目的としては、前者は最低限の生活保障が、後者は景気のコントロールが目的となっている(井上 2021:111-112)。

³⁵ 早稲田オンライン、「国の借金は減っている アベノミクスに増税は必要ない」、https://yab.yomiuri.co.jp/adv/wol/opinion/gover-eco_141222.html (2023. 12. 22. 最終

池田・砂脇(2009)では、日本の財政が大企業や高所得者などを優遇してきている状況が示された。たしかに、今までに減税された法人税や高額所得者の所得税を元の水準に戻すことができれば、BIを導入できるかもしれないが、既得権益との戦いは容易なものではないだろう。このような財政的な現状を踏まえた上で、BIを日本に導入することは不可能なのかについては5章で述べる。

5. 日本においてベーシックインカムは有用か

5. 1 ベーシックインカムの評価

本節では、これまでの議論を踏まえた上でベーシックインカムの評価を行う。基礎的な保障を提供することを目的とした、全ての構成員に無条件で一定金額の現金を定期的に個人単位で支給する社会保障制度であるBIは、既存の福祉制度が抱えている課題を解決できる可能性を秘めている。受給者をスティグマ化することなく、現在進行形で生活が困窮している人も、そうでない人も支援することができ、一人一人の生き方の自由度を大きくできる制度であるといえる。

BIにはいくつかの批判があるが、まず、労働者が減少するのではないかという批判に対しては、試験的プロジェクトの結果やアンケート結果、仕事の持つ精神的な価値などから反論できる。また、浪費批判に関しては、そもそも他者のお金の使い方を浪費として糾弾する行為には危険性があり、その思想が既存の福祉制度の問題点にもつながっていることを指摘した上で、実際の実験データにおいても浪費は認められないことを示した。既存の福祉受給者に関しては、先に井上(2021)を引用したように、日本のBI論者たちの多くは、既存の社会保障制度を部分的に残しつつBIを導入する中間型か、既存の制度とBIを併用する追加型の立場をとっているため、彼らがBI導入によって蔑ろにされることはない。

ただし、BIはメリットに溢れているかということと必ずしもそうではなく、既存の福祉制度の問題点を解決しないままの導入には懸念の声があり、また、最大の争点は財源の問題である。4章4節では、消費税を財源とするべきというヴェルナー(2007)と、国債発行によって固定BIをまずは導入するべきであるとする井上(2021)を紹介し、また、池田・砂脇(2009)の引用によって日本は高所得者や大企業を優遇してきているのでそこに見出せる財源の可能性を提示した。このように、BIの財源としてはさまざまなアイデアが主張されているが、いずれも実行には革新的な改革を伴うものであり、実現は容易ではない。

BIは1章や2章で指摘した日本の貧困問題・既存の福祉制度の問題点を解決する可能性をたしかに有しているが、その実現可能性については検討が必要である。

5. 2 導入にあたって

ベーシックインカムを日本に導入する場合、財源・BIの対象者・支給額・既存の福祉制

閲覧)

度との兼ね合いなどはどうなるのか。

実際に具体的な導入案を紹介すると、まず、日本維新の会は「日本大改革プラン」(2021)において、社会保障改革の一環としてベーシックインカムを導入を提唱した。BI のメリットとして、シンプルで運用コストが小さいこと、恣意性と裁量が入らないこと、働くインセンティブが失われないこと、個人の尊厳を傷つけないことをあげ、導入されれば①マクロ経済へのメリット、②ユニバーサルな最低生活保障、③格差の是正を目的とした再分配システムの構築、④子育て世代への支援強化、⑤地方分権の推進が実現できるとした(日本維新の会 2021:42)。

具体的には、0 歳から全国民へ一律月額 6~10 万円(非課税)を給付する 100 兆円規模の BI 事業を提案した。既存の福祉制度に関しては、生活保護制度は残しつつ生活扶助部分は BI に置き換え可能、高齢者にはプラスアルファの給付(2 万円などの少額を追加給付)を検討、児童手当は BI に置き換え可能、医療や介護、福祉、教育、雇用などの現物支給の社会保障は据え置きにする(同上:51)。また、合わせて各種所得控除の撤廃し、BI に置き換える。年金に関しては、1 階部分は BI が代替機能を果たし、2 階部分は維持する。医療保険は負担割合の階層を年齢区分から所得区分にするという(同上)。

「日本大改革プラン」内においては財源についての記載がないが、次期衆議院選挙に向けて新たなプランでは、段階的な導入プラン³⁶を提示し、必要な予算額と財源も盛り込むという³⁷。

他方、鈴木(2021)は、15 歳以上の国民に月額 10 万円、15 歳未満の国民に月額 6.6 万円のベーシックインカムを給付する場合の試算をした。上記の支給額の場合、年間支出額は 145.5 兆円になるが、BI と同様の機能を持つ生活保護制度の生活扶助分・住宅扶助分や基礎年金制度、児童手当・児童扶養手当、教育無償化、失業等給付、育児休業給付、社会保障関係費、所得控除制度、消費税軽減税率を廃止すると 99.4 兆円の歳出削減が可能である。そのため、両者の差額である 44.5 兆円を消費税で徴収した場合には 21.7%の増税、所得税で徴収した場合には 23.1%の増税が見込まれるという(鈴木 2021:313, 324)。

消費税で徴収するとしたら、31.7%の消費税が課されることとなり、また、軽減税率を廃止するとしての試算であるため、国民の負担感はかなり高いものとなり、また、消費税には逆進性があるので、財源としては不適であると述べられている(同上:317)。

所得税に関しては、消費税よりは増税方法として自然であるとしながらも、全国民に一律に課したとしても、累進課税にしたとして平均で 23.1%増は増税であるため、こちらも実現可能性は極めて低いとされている(同上:318)。

増税分の圧縮のために、廃止する生活保護や諸手当、基礎年金の支給業務に関わる公務員や日本年金機構の職員の人員削減をしたり、BI と重なる部分が多い地方自治体の民生費の諸事業の縮小をしたりすれば歳出を削減できるが、こうした取り組みには当事者の反発や、長年にわたって凝り固まった既得権との調整が予想されるため、もはや日本の形を大きく

³⁶ 当初は低所得者や非年金受給者だけに対象を絞る案や、支給額を 1 万円・3 万円・7 万円とする 3 つの案を検討している。

³⁷ 読売新聞オンライン, 2023, 「日本維新の会、重点政策見直しへ…『ベーシックインカム』の段階的導入を明記する考え」, <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20230713-OYT1T50032/> (2023. 12. 20. 最終閲覧)

変えることにつながるという(同上:318-319)。

4章4節で引用した財源案と合わせて考えてみても、日本にBIを全面的に導入するのは財源的にハードルが高く、また、鈴木(2021)が指摘したように既存の利権との兼ね合いも考慮すると難しいと考える。

では、部分的なBIの導入であれば実現可能であるのか。今まで紹介してきたBI導入のプロセス案の多くにおいても、段階的にBIを導入することが主張されてきた。そこで、部分的なBIについても議論するために、①部分的なBIの内容、②①を実行するための財源について考える。

まず、部分的なBIとはどのようなものであるのか、橘木・山森(2009)で提示されている内容を参考に説明する。部分的BIは、①生活できる額ではなく少額なBIを今ある制度に付加・併置する形での導入、②条件をつけて特定の人に給付する形での導入の2種類がある(同上:241-242)。

具体的には、前者は全ての人に月額5万円給付するといった取り組みである。後者は、例えば、①子どもがいる家庭、稼ぎ手である成人が一人しかいない家庭、シングルマザーやシングルファーザーであるような家庭、②失業している人などの特定の状態の人々、③60歳以上の人々というように条件をつけて支給する(同上:241-242)。条件をつけるとBIではなくなってしまうという懸念があるかもしれないが、カテゴリーの条件はつけても所得制限は設けなければ、そこが部分的であればベーシックインカム的である(同上:242)。

どちらのパターンがより実行可能性が高い方法であるのかということに関しては、2段階あるとし、まずは先行して子どもと高齢者に対して、養育に足る、または生活に足る額を、一部でもいいが現在よりは大きい額で配る(同上:242)。次に、カテゴリーをなくし、全員に少額から給付するというプロセスを提示した(同上)。

これらのことを踏まえて、部分的BIの導入として子ども向けBIについて考察する。財源としては、既存の児童手当・児童扶養手当にあてられた予算を使う。なぜなら、先に引用した日本維新の会や鈴木(2021)でも述べられていたように、児童手当・児童扶養手当はBIで代替できるからである。

内閣官房「令和5年度予算概算要求の概要」によると児童手当の給付総額は1兆9,872億円、厚生労働省「令和5年ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要」によると児童扶養手当の給付総額は1,486億円であり、合計2兆1,358億円を財源としてまずは確保できると考えられる。

対象となる子どもの対象年齢は成人年齢である18歳以下とする。現在の児童手当の対象者は中学生、児童扶養手当の対象者は18歳までの子どもであるため、最大範囲を子ども向けBIでの対象者とする。そうすると対象者は2022年10月1日時点で1886万6,000人である³⁸。支給額に関しては、先ほど引用した橘木・山森(2009:242)において現在よりは大きい額で配るべきであると述べられていたことを加味し、現在の児童手当・児童扶養手当の中で一番高い支給額が¥43,070であるので、支給額は¥43,080とする。これらのことを踏まえ

³⁸ e-stat, 「人口推計 各年10月1日現在人口 令和2年国勢調査基準 統計表」, <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/topi1371.html> (2023.12.20.最終閲覧) より著者が計算。

ると子ども向けBIの規模は約8兆1,275億円であると算出できるので、残り約6兆円の財源について考えなければならない計算になる。

残りの6兆円の調達に関しては、複数パターンの財源を提案する。まず、消費税増税による財源確保の場合、鈴木(2021)が示した消費税収1%当たり2.1兆円で計算すると2.9%の増税が必要になる。他方、所得税を財源とする場合も、鈴木(2021)が示した計算方法³⁹をもとに考える。財務省(2023)によると源泉徴収をされている給与所得者の課税所得見込額は113兆9,500億円、確定申告をしている者の課税所得見込額は36兆2,390億円であり、合計すると150兆1,890億円である。財源不足の6兆円をこの金額で割ると約4.0%の平均的な所得税増税が子ども向けBIには必要であると考えられる。

先に紹介した鈴木(2021)の全国民向けのBIよりは増税の額は小さいものの、実行のハードルは依然として高い。そのため、子ども向け・所得制限なしという条件はそのまま、居住地を限定するなどのさらなるカテゴリーの絞り込みをしないと部分的子ども向けBIの導入は難しいだろう。

理念としてBIは日本の課題を解決できるポテンシャルを持っているものの、全体的であれ部分的であれ、BIを導入するには財源の問題が残されていることがわかった。では、BIの導入は不可能であり、これは考慮に値しない政策なのだろうか。橘木・山森(2009:278)は、BIは今の社会から距離があり、理念的にまず受け入れられなければ、財源や具体的な効率性などを議論する段階にないと述べた。この指摘は近年においても有用であるだろう。KSIのアンケートによると、ベーシックインカムを導入に賛成か反対かという質問に対して、調査数1,000人に対して、半数以上の542人がどちらとも言えないと回答したという。このようにBIに対しての意見が定まっていない人が多い現状は、BIの理念に対する理解が深いとはいえず、賛成・反対の立場にかかわらずまずはBIの理念を議論する必要がある。

そのため、BIをその実現性の低さから議論のテーマとして外すのではなく、まずはその理念についての理解を深めることが日本においてBIを導入するための第一歩となるだろう。

おわりに

本稿では、日本の貧困問題の現状や現在の所得保障制度への問題意識のもと、新しい福祉の形としてベーシックインカムの検討を進めてきた。ベーシックインカムは、既存の所得保障制度の課題である受給者への負担を軽減し、弱者救済のきっかけとなるだけでなく、弱者以外の人も生活が保障されることによって自分自身の生活の選択肢や自由度が増えるというメリットがある。しかし、BIを日本に導入するには財政的な課題が多く、また、部分的に導入するとしてもそれなりのハードルがあることが先行研究の分析で明らかとなった。

日本では、日本維新の会がマニフェストの内容にBIを盛り込むなど、関心は高まって廃るが、まだBIの理念について本質的な議論がなされている状況とはいえないため、まずは

³⁹ 財源不足の金額÷(源泉徴収をされている給与所得者の課税所得見込額+確定申告をしている者の課税所得見込額+諸控除)=平均的な所得税増税率。なお、鈴木(2021)では、諸控除の合計も足しているが、今回の子ども向けBIの導入に伴って控除を廃止する予定はないため今回は省く。

概念への理解を深めることが導入への足掛かりとなると結論づける。

今後の展望としては、各国で行われている社会実験の結果や、次期衆議院選挙に向けて内容がアップデートされるだろう日本維新の会のBI導入案などに注目しながら、導入への道筋をより具体化して考えることが残された課題である。

参考・引用参考文献

- 青木紀, 2010, 『現代日本の貧困観——「見えない貧困」を可視化する』明石書店
- 阿部彩, 2011a, 「子ども期の貧困が成人後の生活困難（デプリベーション）に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』46(4), p. 354-367,
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19455504.pdf>
- , 2011b, 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』（講談社現代新書）講談社
- , 2012, 「第3章 子どもの格差——生まれた時から背負う不利——」『福祉+α ① 格差社会』ミネルヴァ書房, p. 53-71
- 池田和彦・砂脇恵, 2009, 『新・MINERVA 福祉ライブラリー④ 公的扶助の基礎理論——現代の貧困と生活保護制度——』ミネルヴァ書房
- 井上智洋, 2021, 『「現金給付」の経済学 反緊縮で日本はよみがえる』NHK出版(電子書籍版)
- 岩田正美, 2007, 『現代の貧困——ワーキングプア/ホームレス/生活保護』筑摩書房
- 埋橋孝文, 2013, 「総論 生活保護をどのように捉えるべきか——本書のねらい」『福祉+α ④ 生活保護』ミネルヴァ書房, p. 1-17
- 萱野稔人編, 2012, 『ベーシックインカムは究極の社会保障か 「競争」と「平等」のセーフティネット』堀之内出版
- ガイ・スタンディング, 2018, 『ベーシックインカムへの道』プレジデント社
- ゲッツ・W・ヴェルナー, 2007, 『ベーシック・インカム——基本所得のある社会へ』現代書館
- 厚生労働省, 2022, 「令和3年度の国民年金の加入・保険料納付状況～令和3年度の最終納付率は78.0%～」
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/k_r03.pdf
- , 2023, 「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>
- , 「令和5年ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001057710.pdf>
- 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）, 「令和3年所得再分配調査報告書」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/96-1/R03hou.pdf>
- 財務省, 2023, 「令和5年度 租税及び印紙収入予算の説明」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR5a.pdf
- 下地毅, 2023, 「生存権求めデモ 生活保護利用者ら /京都府」『朝日新聞』2023.10.19. 朝刊(京都・1地方), p. 21
- 鈴木亘, 2021, 「ベーシック・インカムの実現可能性に関する一考察」『学習院大学 経済論集』57(4), p. 313-327, https://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gakkai/pdf_files/keizai_ronsyuu/contents/contents2020/5704/5704suzuki/5704suzuki.pdf

- 生活保護問題対策全国会議編著, 2012, 『間違いだらけの生活保護バッシング——Q&A でわかる 生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店
- 橘木俊詔, 2012, 「総論 格差をどう考えるか」『福祉+α① 格差社会』ミネルヴァ書房, p. 1-12
- 橘木俊詔・山森亮, 2009, 『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシック・インカムか』人文書院
- 東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課, 2018, 「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/documents/14_02.pdf
- 竹内望・畠山嵩, 2023, 「扶養控除：与党、高校生扶養控除縮小に異論 『異次元の少子化対策』と矛盾？」『毎日新聞』2023. 12. 10. 東京朝刊, p. 4
- 内閣官房, 「令和5年度予算概算要求の概要（参考資料）（こども家庭庁）」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/pdf/r5_yosangaisan_gaiyou_sankou.pdf
- 西沢和彦, 2023, 「《税・社会保障改革シリーズ No. 55》児童手当の課題と議論のあり方」
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/14059.pdf>
- 日本維新の会, 2021, 「維新八策を具体化する国家ビジョン 日本大改革プラン 経済成長と格差解消を実現するグレートリセット」
https://oishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf
- 日本弁護士連合会, 「知っていますか？生活保護のこと～生活保護制度の正しい理解と活用のために～」
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatuhog_o_pam.pdf
- 浜田陽太郎, 2023, 「『サラリーマンと専業主婦』見直しへ 給付水準示す『モデル年金』厚労省審議会」『朝日新聞』2023. 11. 22. 朝刊, p. 4
- 室住眞麻子, 2012, 「第2章 隠れる女性の見えない貧困——ワーキングプアと福祉施設で暮らす女性たち——」, 『福祉+α① 格差社会』ミネルヴァ書房, p. 29-51
- 山田篤裕, 2012, 「第8章 高齢期における所得格差と貧困——脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存——」『福祉+α① 格差社会』ミネルヴァ書房, p. 147-171
- 湯浅誠, 2007, 『貧困襲来』山吹書店
- 湯浅誠・堤未果・宮台真司, 2009, 「第3章 貧困は自己責任なのか 人が貧しさに陥るわけ」『格差社会という不幸』春秋社, p. 155-223
- 油布佐和子, 2015, 「貧困と社会的排除に関わる調査研究の課題」『社会と調査』第14号, p. 5-11
- リチャード・ウィルキンソン、ケイト・ピケット著、酒井泰介訳, 2010, 『平等社会』東洋経済新報社
- KSI, 「<<Web 調査>> 1000 人に聞いてみました 『コロナ禍での国の支出増大について、どう思う？』」, <https://ksi-corp.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/36a646288caf9a773d21c411909a8e1b.pdf>
- 2023, 「『こども未来戦略方針』～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001112705.pdf>